

資料10 - 1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成15年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		156	87	42	25	2	4			14	69
松山市		271	265	117	36		72	7		33	6
今治市		47	45	19	10	1	7			8	2
宇和島市		29	28	15	3		4			6	1
八幡浜市		98	98	66	5		17	1		9	
西条市		21	17	4	10		2			1	4
大洲市		25	8	2	4		1			1	17
川之江市		37	34	24	4		4			2	3
伊予三島市		31	29	14	5		6			4	2
伊予市		2	2				2				
北条市		26	14	8	3		1			2	12
東予市		15	2		1		1				13
市計		602	542	269	81	1	117	8	0	66	60
新宮村		18	12	8			3			1	6
小松町											
丹原町		20	14	3	3		1			7	6
朝倉村											
玉川町											
波方町											
大西町											
菊間町											
吉海町											
宮窪町											
伯方町											
魚引町											
弓削町											
生名村											
若城村											
上浦町											
大三島町											
関前村											
重信町		34	16	12	1		2			1	18
川内町		32	13	1			1			11	19
中島町											
久万町											
美河村											
柳谷村											
小田村											
松前町		43	30	15	5		5	1		4	13
砥部町		18	12	10	1		1				6
広田村											
中山町											
双海町											
長浜町											
内子町											
五十崎町											
肱川町											
河辺村											
保内町											
伊瀬町											
三三崎町											
三瓶町		2	2		1		1				
明浜町											
宇和村											
野村町											
吉田町											
三田町											
三見町											
松野町											
日吉村											
津島村											
内海村											
御荘町											
城辺町											
一本松町											
西海町		2	2				1			1	
町村計		169	101	49	11	0	15	1	0	25	68
合計		927	730	360	117	3	136	9	0	105	197

資料10 - 2 発生源別苦情受理件数

発生源	年度	13	14	15
合 計		948	954	927
農 業		69	76	73
耕 種 農 業		38	39	39
畜 産 ・ 養 蚕 農 業		17	15	19
農 業 ・ 園 芸 サービス業		14	22	15
林 業		1	3	
漁 業		3	3	6
鉱 業		5	3	6
金 属 鉱 業		3	1	6
石炭、原油等の鉱業		1		
非 金 属 鉱 業		1	2	
建 設 業		207	218	186
総 合 工 事 業		95	96	59
そ の 他 の 工 事 業		112	122	127
製 造 業		177	157	142
食料品、飲料等製造業		42	34	35
織 維 工 業		14	12	12
木材・木製品製造業		40	41	30
パルプ・紙・紙加工品		29	21	24
出版・印刷・同関連産業			4	3
化 学 工 業		1	7	4
石油・石炭製造業			1	
プラスチック製品製造業		2	2	
ゴ ム 製 品 製 造 業				
窯業・土石製品製造業		2	2	4
鉄鋼・非鉄金属・金属製品		21	13	16
機 械 器 具 製 造 業		10	6	4
そ の 他 の 製 造 業		16	14	10
電気・ガス・熱供給・水道業		2	5	3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業		2	4	1
水 道 業			1	2
運 輸 ・ 通 信 業		16	13	9
鉄 道 業		1		
道 路 旅 客 運 送 業		1	1	1
道 路 貨 物 運 送 業		10	9	5
航 空 運 輸 業				
そ の 他 の 運 輸 ・ 通 信 業		4	3	3

発生源	年度	13	14	15
卸売・小売業、飲食店		54	70	49
再 生 資 源 卸 売 業			6	7
卸 売 ・ 小 売 業		29	37	24
飲 食 店		22	20	16
カ ラ オ ケ		3	7	2
サ ー ビ ス 業		108	97	93
洗濯・理容・浴場業		10	10	9
駐 車 場 業				2
生活関連サービス業		8	4	4
旅館、その他の宿泊所		3	3	4
娯 楽 業		8	4	4
カ ラ オ ケ		1		2
ゴ ル フ 場				1
自 動 車 整 備 業		24	31	16
機械・家具等修理業		3	1	3
専 門 サ ー ビ ス 業		5	2	3
廃 棄 物 処 理 業		33	25	31
医療業、保健衛生		4	5	4
社会保険・社会福祉				1
教育、学術研究機関		1	3	2
その他のサービス業		8	9	7
公 務		2		7
家 庭 生 活		119	106	118
う ち ペ ッ ト		2	8	12
事 務 所		9	8	4
道 路		20	11	21
空 地		32	40	49
公 園		3	4	4
神 社 、 寺 院 等		6	7	9
そ の 他		53	67	63
不 明		60	58	73

資料10 - 3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
		公害防止管理者		公害防止統括者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /h以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /h未満の工場	排出ガス量40,000Nm ³ /h以上かつ 排出水量10,000m ³ /日以上 の工場は、 公害防止主任管理者 を設置する。
	排出ガス量10,000Nm ³ /h以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /h以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /h未満の工場	
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場	
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場	
騒音	機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)		
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)		
振動	液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。） 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)		
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設		